

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則等においては、操舵装置に対して適用すべき要件が規定されている。IACS は、ウォータージェット推進装置や旋回式推進装置等の特殊な推進装置に対して当該規定を適用する際の解釈として IACS 統一解釈 SC242 を規定しており、本会も同統一解釈を関連規則に取り入れている。

この程、IACS は特殊な推進装置を 2 以上有する場合に適用すべき要件の見直しを行い、当該推進装置の操舵機能及び給電回路の冗長性に関する取り扱いを明確化する IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)案を作成した。

同案は 2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会（MSC101）において MSC.1/Circ.1412/Rev.1 として承認された。

このため、IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)案に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) 特殊な推進装置について、操舵システム、操舵駆動システム、操舵アクチュエータ及び指定された操舵角度範囲の定義を規定した。
- (2) 特殊な推進装置について、操舵システムの冗長性に関する要件を規定した。
- (3) 特殊な推進装置について、給電の冗長性に関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.1.3-1. 1.1.1, 1.1.3, 1.1.4, 図 1, 図 2, 1.2.1, 1.2.2, 1.3.1, 1.5, 1.5.1, 1.5.2, 1.5.3, 1.5.4, 1.6.2, 1.6.3, 1.12.1, 附属書 D1.1.3-3. 1.1.3, 1.1.4, 図 1, 図 2, 1.2.1, 1.5, 1.5.1, 1.6.1, 1.6.2, 1.13.1